

競争入札に係る指名停止等の措置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約（以下「工事等の契約」という。）の適正な履行を確保するため、指名競争入札に参加することができる資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が、事故及び不正行為等を行った場合の指名停止の基準について定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、入札参加資格者が別表第1各項又は別表第2各項（以下「別表各項」という。）に規定する措置要件のいずれかに該当するときは、別表各項に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、工事等の契約のため指名を行うに際し、前項の指名停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。また、入札参加資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 市長は第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

4 市長は、第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

5 市長は、第1項又は前2項の規定による指名停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止と同期間の指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 入札参加資格者が一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長い期間を適用する。

2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各項に定める期間の2倍の期間とする。ただし、通算して2年を限度とする。

(1) 別表各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1項又は第2項若しくは第3項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項又は第2項若しくは第3項の措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

- 3 市長は、入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるときは、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間を当該適用期間の2分の1に短縮することができる。
- 4 市長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるとき又は極めて重大な結果を生じさせたときは、別表各項及び第1項の規定による指名停止の期間を当該適用期間の2倍に延長することができる。ただし、通算して3年を限度とする。
- 5 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項の規定による指名停止の期間を当該適用期間の2分の1又は2倍に変更することができる。ただし、通算して3年を限度とする。
- 6 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う際において、入札参加資格者又はその使用人(以下「入札参加資格者等」という。)が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当する場合(第3条第2項及び第4項の規定に該当する場合を除く。)の指名停止の期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者等のうち契約権限を有する者から、当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2項第1号又は第4号又は第3項第1号のいずれかに該当したとき。当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間
- (2) 別表第2第2項又は第3項に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号の規定に該当する場合を除く。)。当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間
- (3) 別表第2第2項に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前2号の規定に該当する場合を除く。)。当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり又はあったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第2項に該当する入札参加資格者等に悪質な事由があるとき（前3号の規定に該当する場合を除く。）。当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間

(5) 市又は他の公共団体等の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第3項に該当する入札参加資格者等に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当する場合を除く。）。当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間

2 市長は、別表第2第2項に該当する入札参加資格者について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該措置要件に定める指名停止期間を2分の1に短縮することができる。

3 前条第3項又は第5項若しくは前項の規定により、指名停止期間を2分の1に短縮した場合に2分の1月の期間が生じたときの2分の1月は、15日間とする。

（平18・令3・一部改正）

（指名停止の通知）

第5条 市長は、第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは同第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、当該指名停止の事由が市の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

（下請の禁止）

第7条 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者が市発注工事等を下請することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(運用項目)

第9条 この基準の運用に関して、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、昭和61年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 指名停止の措置要件に該当する事由が、昭和61年5月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

この基準は、平成6年8月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この基準は、平成12年11月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この基準は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成15年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成16年12月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この基準は、平成18年11月20日から施行する。

(経過措置)

第2条 この基準の施行前に、旧基準に規定する排除勧告を理由とした指名停止処分を受けた者が、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたときの指名停止期間については、なお旧基準により措置するものとする。

(指名停止期間の特例)

第3条 2以上の独占禁止法違反行為により一括して課徴金納付命令を受けた場合に、課徴金減免制度が適用されない事件が含まれるときは、第4条第2項による課徴金減免制度が適用された場合の指名停止期間の短縮については適用しない。

(平19・一部改正)

附 則

(施行期日)

この基準は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成21年3月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の競争入札に係る指名停止等の措置基準に基づき指名停止を受けている者は、この基準の規定にかかわらず、改正前の競争入札に係る指名停止等の措置基準の定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の競争入札に係る指名停止等の措置基準に基づき指名停止を受けている者は、この基準の規定にかかわらず、改正前の競争入札に係る指名停止等の措置基準の定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和2年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の規定は、令和2年4月1日以降の指名停止の措置を行うものについて適用し、それ以前の指名停止の措置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和3年1月6日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|---------------------------|
| <p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書、資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 6か月</p> |
| <p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 市発注工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告又は監査委員の監査の結果に関する報告で指摘され、市発注に係る工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 3か月</p> |
| <p>3 市発注以外の県内公共工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告で指摘され、市発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 2か月</p> |
| <p>(工事成績不良)</p> <p>4 市発注工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたとして、工事成績が不良であり、市発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 1か月</p> |

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|---|
| <p>(契約違反)</p> <p>5 市発注工事等の施工等に当たり、第2号に掲げる場合のほか、契約に違反し工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 2か月以上の履行遅滞があったとき。</p> <p>(2) 1か月以上2か月未満の履行遅滞があったとき。</p> <p>(3) 1か月未満の履行遅滞があったとき。</p> <p>(4) 工事等の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。</p> <p>ア 公害及び危険防止対策が不良のとき。</p> <p>イ 工程管理、資材管理若しくは労務管理が不良であるとき。</p> <p>(5) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。</p> <p>(6) 社会保険等未加入建設業者を一次下請負人としたとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>3か月</p> <p>2か月</p> <p>1か月</p> <p>3か月</p> <p>1か月</p> <p>1か月</p> |
| <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>6 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。</p> <p>(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>6か月</p> <p>3か月</p> <p>6か月</p> |
| <p>7 県内の一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。</p> <p>(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>3か月</p> <p>2か月</p> <p>3か月</p> |

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|---|
| <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>8 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたときと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 重傷者を生じさせたとき。</p> <p>9 県内の一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>2 か月</p> <p>1 か月</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1 か月</p> |

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|--|
| <p>(贈賄)</p> <p>1 入札参加資格者等が、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者等が、本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者等が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者等が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> | <p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p> <p>24か月</p> <p>9か月</p> <p>6か月</p> |
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し、入札参加資格者等が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市発注工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>(2) 県内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>(3) 県外の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>(4) 市発注工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。</p> <p>(5) 県内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。</p> <p>(6) 県外の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>12か月</p> <p>8か月</p> <p>4か月</p> <p>18か月</p> <p>12か月</p> <p>6か月</p> |

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|---|
| <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>3 入札参加資格者等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 市発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) 県内の一般工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(3) 県外の一般工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> | <p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p> <p>24か月</p> <p>9か月</p> <p>6か月</p> |
| <p>(あっせん利得処罰法違反行為)</p> <p>4 入札参加資格者等が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（以下「あっせん利得処罰法」という。）違反容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 市発注工事等に関し、あっせん利得処罰法違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) 県内の一般工事等に関し、あっせん利得処罰法違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(3) 県外の一般工事等に関し、あっせん利得処罰法違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> | <p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p> <p>12か月</p> <p>9か月</p> <p>6か月</p> |
| <p>(補助金の不正受給を目的とした不正行為)</p> <p>5 業務に関し、入札参加資格者等が、補助金等の不正受給を目的とした不正行為により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）第29条若しくは第30条又は詐欺罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 市の補助事業等又は間接補助事業等（以下「補助事業等」という。）に関し、補助金等適正化法第29条若しくは第30条又は詐欺罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) 県内の市町の補助事業等に関し、補助金等適正化法第29条若しくは第30条又は詐欺罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> | <p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p> <p>12か月</p> <p>9か月</p> |

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|---|
| <p>(暴力団関係)</p> <p>6 入札参加資格者に関し、警察の確認・通報により次に該当することが明らかになったとき。</p> <p>(1) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む。）しているとき。</p> <p>(2) 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任しているとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者又はその役員その他経営に実質的に関与しているか、若しくは相当の責任の地位にある者（以下「役員等」という。）が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため暴力団員の威力を利用したことが明らかになったとき。</p> <p>(4) 入札参加資格者又は役員等が、暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図ったとき。</p> <p>(5) 入札参加資格者又は役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められたとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>1 2 か月以上その事実がなくなったと通報があるまで</p> <p>6 か月以上その事実がなくなったと通報があるまで</p> <p>6 か月以上その事実がなくなったと通報があるまで</p> <p>3 か月以上その事実がなくなったと通報があるまで</p> <p>6 か月以上その事実がなくなったと通報があるまで</p> |

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|---|
| <p>(建設業法違反行為)</p> <p>7 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者等が、建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 市発注に係る建設工事に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>イ 県内の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ウ 近畿圏内の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>エ 近畿圏外の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者が、建設業法第28条及び第29条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p> <p>ア 市発注に係る建設工事に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p> <p>イ 県内の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p> <p>ウ 県外の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者が、建設業法第28条の規定により、指示処分を受けたとき。</p> <p>ア 市発注に係る建設工事に関し、指示処分を受けたとき。</p> <p>イ 県内の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。</p> <p>ウ 県外の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>9か月</p> <p>8か月</p> <p>6か月</p> <p>3か月</p> <p>6か月</p> <p>5か月</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p> <p>2か月</p> <p>1か月</p> |

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|---|
| <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者又は役員等が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 市発注工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>イ 県内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) (1)に規定する者以外の使用人が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 市発注工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>イ 県内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者等が業務に関し脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(4) 入札参加資格者等が業務関連法令、労働者使用関連法令及び環境保全関連法令に重大な違反をしたとき。</p> <p>ア 市発注工事等において、上記法令に重大な違反をしたとき。</p> <p>イ 県内の一般工事等において、上記法令に重大な違反をしたとき。</p> <p>(5) 入札参加資格者等が、県内において自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>9か月</p> <p>8か月</p> <p>6か月</p> <p>5か月</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p> <p>2か月</p> <p>2か月</p> |

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|------------|
| (その他) | |
| 9 入札参加資格者等又はその役員に重大な反社会的行為があり、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき等指名停止を必要とする場合。 | 当該認定をした日から |
| (1) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。 | 1 2 か月以内 |
| (2) 市発注工事等に関し、職員に対して不当に情報提供要求又は働きかけを行ったと認められるとき（当該情報提供要求又は働きかけを行った者が情報を入手したか否かを問わない。）。 | 1 2 か月以内 |
| (3) 受注者又はその下請負人が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り、又は警察に届けなかったとき。 | 3 か月 |
| (4) 入札参加資格者又はその役員が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告されたとき。 | 3 か月 |
| (5) 入札参加資格者等が、一般競争入札及び指名競争入札に際し、担当職員の指示に従わなかったとき。 | 1 か月 |
| (6) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。 | 取引再開まで |
| (7) その他指名停止の措置を必要と認めたとき。 | 1 2 か月以内 |

- (注1) 文書指摘された後に、議会に報告された場合は、別件として指名停止を行う。
- (注2) 公共工事等とは、国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する工事等をいう。
- (注3) 一般工事等とは、市発注以外の公共工事及び民間工事等をいう。
- (注4) 近畿圏とは、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。
- (注5) 重傷者とは、治療30日以上 of 傷害をいう。
- (注6) 公共機関とは、贈賄罪が成立するすべての機関（国の機関、地方公共団体、公社、公団等）をいう。
- (注7) 相当の責任の地位にある者とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。
- (注8) 業務関連法令とは、次のものをいう。
- ① 労働基準法、労働安全衛生法等の労働者使用関連法令
 - ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、騒音規制法等の環境保全法令
 - ③ 建築基準法その他の法令
- (注9) 重大な違反とは、当該法令違反により監督官庁から処分を受けた場合等をいう。
- (注10) 補助金等とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1

項に規定されるもの又は、地方自治法第232条の2に基づく現金的給付をいう。

(注 11) 補助事業等とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(注 12) 間接補助事業等とは、国以外のものが国から補助金等の交付を受け、それを財源として交付する給付金の対象となる事務又は事業をいう。

(注 13) 悪質な事由があるときとは、当該発注者に対して入札参加資格者等が不正行為の働き掛けを行った場合等をいう。

(注 14) 社会保険等未加入建設業者とは、次のいずれかの届出の義務を履行していない(届出の義務がない者を除く。)建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。

① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出